水道料金の改定案に対する意見募集の結果について

1　意見募集の概要
（1）募集方法　　本庁及び支所窓口への書面提出、郵送、電子メール、Web フォーム
（2）意見提出者数　３名（町内に住所を有する方　３名）
（3）意見の件数　　６件

2　意見の内容　※ご意見は、趣旨を変えない範囲で一部表記の修正を行っています。

番号	ご意見の内容	町の回答
1	基本水量は現在一般用８㎥、業務用 20 ㎥、一律にするのであれば、町民にわかりやすい（超過料金が計算しやすい）10 ㎥にした方が良いのではないか。	今回の料金改定では、用途間での負担の公平性を確保するため口径別料金制へ移行し、基本水量を一律化いたしました。全国の自治体が算定の基準としている「水道料金算定要領」では「基本水量を設けない」体系が原則とされていますが、基本水量は最低限の生活用水を基本料金で確保する社会的セーフティネットとしての役割も担っています。直ちに全面廃止すると一人暮らしの高齢者世帯など少量使用者の急激な負担増を招くため、今回は現行の一般用「８㎥」を維持することに配慮しました。 ご意見の基本水量を 10 ㎥へ拡大した場合、増やした２㎥分の従量料金収入が減ることになります。これを補うためには基本料金、従量料金ともに全体の改定率をさらに引き上げる必要が生じ、結果として８㎥以下しか使用しないご家庭にとってもさらなる負担増となってしまいます。 こうした影響を総合的に考慮し、今回は現行の８㎥を維持することといたしました。なお、基本水量の今後のあり方については、次回以降の料金改定時に段階的な見直しを検討してまいります。
2	町内には定額制の水道が多く、定額制はいくら使っても料金は同じ。節水の意識が低いように思われる。定額制と基本料金を同じにする理由があるのか。又、定額制水道組合に払っている維持管理費の見直しも検討するべきではないか。	従量制と定額制の基本料金（メーター使用料を除く）につきましては、合併後の旧町村間の料金統一（平成 20 年度）により、同額（当時 1,050 円）に設定されたことや、簡易水道事業全体を１つの経営主体として捉える観点から、今回の改定後も同額（1,573 円）に揃えることといたしました。 定額制区域においては、過度な使用が生じれば施設の維持管理負担に直結することや、水源そのものに限りがあることを皆様がご理解のうえ、各組合のルールの下で節水に努め、ご利用いただいているものと認識しております。 維持管理費の見直しについては、水源地や浄水設備の清掃作業など地域の皆様による維持管理労力によって支えられている側面があり、町から各管理組合へ支払っている委託料は施設の規模や構造、老朽化度合い等に基づき算定されています。審議会の答申も踏まえ、定額制料金と委託料のあり方については、今後の持続可能な管理体制の構築と併せて、現在の委託契約（10 年契約）の満了を迎える令和 13 年度末に向けて、一体的な見直しを進めてまいります。

3	節水型町づくりを進めていくのであれば、需要抑制を目的として使用量が多くなるほど料金単価が高くなる節水型の料金体系にするべきではないか。	使用水量に応じて段階的に単価が高くなる逓増型従量料金制は、水需要の抑制に効果がある一方で、料金体系が複雑化する側面があります。今回の改定において用途別料金制から口径別料金制へ移行することにより、大口径のご利用者ほど基本料金の改定率が高くなります。これに併せて逓増型従量料金制を導入した場合には、大口径の利用者の負担が極端に増大する懸念がございます。 また、水道事業の維持管理にかかる経費は、給水量にかかわらず発生する「固定費」の割合が非常に大きいという特徴があります。そのため、過度な節水によって料金収入が減少してしまうと、施設の適正な維持管理に必要な収入が不足し、更なる料金の値上げが必要となります。 本町におきましては、必要な水源が十分に確保されていることも踏まえ、需要抑制を主目的とするよりも、住民の皆様に日常に必要な水量を安心してお使いいただきながら、安全な水供給と水道施設の維持管理に必要な収入を安定して確保することが重要であると考え、現在の方針を採用いたしました。
4	合併時、水道料金の統一の為、旧久万町に比べ、旧美川村（御三戸簡易水道）の料金アップ率が非常に高く、不満を感じている人が今も多くいる。	平成 16 年度の町村合併時には、一旦旧町村それぞれの水道料金体系を引き継ぎましたが、合併協議において合併後すみやかに料金を統一することとされていたことから、平成 20 年度に統一いたしました。 この統一におきましては、従量制料金におきましては、旧美川村の 10㎥利用時の料金が改定前の 470 円から改定後 1,491 円へと約 3.2 倍の値上げとなりました。また、定額制料金におきましては、従量制料金の基本料金と同じ額の 1,050 円に引き上げ、旧美川村では約 2.6 倍（改定前 410 円）、旧面河村では 11 倍（同 100 円）、柳谷村では 1.5 倍（同 700 円）となり、旧 3 村のご利用者の皆様には大きな負担増をお願いするものでした。 平成 20 年度の統一以降、消費税率改正時を除き約 18 年間にわたり料金を据え置いてまいりましたが、給水人口の減少による料金収入の減に加え、施設の老朽化に伴う更新・修繕費の増加や物価高騰により、経営は限界に達しております。水道水を将来にわたり安定供給し続けるためには今回の改定が避けて通れない状況でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
5	今回の件について久万高原町の将来の推移を考察すると水道事業を維持していくためには仕方のないことだと考えます。	料金改定の必要性についてご理解をいただき、感謝申し上げます。いただいたご意見にお応えできるよう、引き続き経費の縮減や業務効率化、施設の適正な維持管理などの経営努力を推進し、持続可能で安定した水道事業の運営に全力を尽くしてまいります。

6	料金改定は理解しました。ただ、地域の中に未納を続ける人がおり、お願いしても支払ってくれません。不足分の負担が厳しい状況です。その対応に町の協力が欲しいです。地域での管理は厳しい状況です。	組合管理の地域では、料金をまとめて町へ一括納付する仕組み(※)のため、未納発生時に組合にて肩代わりせざるを得ず、ご負担となっている実態を認識しております。 現在、同様の地域では町から個人への督促等は行っておりませんが、地域内のみでの解決は困難な事例もあると受け止めております。そのため当面の対応として、お困りの組合と個別に相談のうえ、町も連携して対応を行ってまいります。 なお、定額制料金の納付方法については、地域によって違いがありますので、定額制料金及び委託料のあり方と併せて、抜本的な検討を進めてまいります。 ※面河地区及び美川地区の定額制区域では、組合が一括して町へ水道料金を納付している。